

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会の多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご活用ください。

－ 交際費課税：接待飲食費に関する FAQ より －

平成 26 年度税制改正により、交際費に含まれる接待飲食費については、大企業(資本金 1 億円超)であっても 50%の額を損金算入できることとされ、資本金 1 億円以下の中小法人の場合は、800 万円の定額控除と 50%損金算入のいずれか有利な方を選択適用できることとなりました(改正内容の詳細はタックスレビューVol.40 をご参照ください)。当該改正に伴い国税庁から公表された「接待飲食費に関する FAQ」の中からいくつか関心が高いであろう論点を取り上げたいと思っております(以下、50%損金算入の対象となる交際費の中の飲食費について、「接待飲食費」といいます)。

1. 申告に誤りがあった場合の更正の請求の可否

(1) 論点の所在

接待飲食費に該当する交際費について、法人税の確定申告時に接待飲食費以外の交際費として申告し、申告期限後に当該接待飲食費の 50%の損金算入を内容とする更正の請求(法人税額の減額請求)を行うことができるかどうか、という論点があります。当該改正については、平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用されますが、適用初年度に接待飲食費を区分して経理せず、決算作業中に区分漏れが発覚したものの、申告期限までには区分作業が間に合わず、申告期限後に区分作業を行うケースなどが考えられます。

(2) 更正の請求ができることが明確化

更正の請求は法定申告期限から原則 5 年間実施できるものとされており、既に行った申告について納付すべき税額が過大だった場合などの誤りがあった時に行える手続きです。

更正の請求の要件については、「課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったこと」とされており、接待飲食費の一部又は全部につき 50%損金算入していなかった場合は、この更正の請求の要件を満たすことが明確化されました。

また、1 人当たり飲食費 5,000 円以下の場合の全額損金算入については明文化されていませんが、接待飲食費の 50%損金算入と同様、申告期限後に飲食費 5,000 円以下と認識を変更し、更正の請求を行うことが可能と考えられます。

上記のとおり、申告期限までに接待飲食費の区分が間に合わない場合や申告期限後に接待飲食費の把握が漏れていた場合でも、時間をかけて分類を行い、更正の請求を行うことが可能となります。

但し、接待飲食費の区分は、当初の経理処理を行う時に把握しておくことが望ましいことは言うまでもありませんので、ご留意願います。

2. ゴルフ、観劇、旅行等の催事による接待に際しての飲食費

(1) 論点の所在

ゴルフ、観劇、旅行等の催事による接待があり、この催事の中で飲食することがよくあります。この催事における飲食費(例えば、ゴルフのハーフ終わりの昼食など)については、接待飲食費に該当するかどうかという問題があります。

(2) ゴルフ、観劇、旅行等の催事に際しての飲食費については接待飲食費に該当せず

通常、催事における飲食については、飲食そのものを目的とするのではなく、ゴルフや観劇、旅行等の催事を実施することを主たる目的とした行為の一環として飲食が実施されるものであり、その飲食は主たる目的である催事と一体不可分なものとしてそれらの催事に吸収される行為と考えられます。従って、このような飲食等については、50%損金算入の対象となる接待飲食費には該当しません。例えば、ゴルフ接待のスケジュールに打ち上げの食事会が組み込まれている場合、参加者が一部か全員かを問わず、その食事会はゴルフ接待と一体不可分なものであり、接待飲食費に該当しないことになります。

但し、企画した旅行の行程の全てが終了して解散した後に、一部の取引先を誘って飲食等を行う場合など、飲食等が催事とは別に単独で行われていると認められるものについては、接待飲食費に該当することになりますので、催事と一体不可分かどうかで判断することになります。

3. 接待飲食費に算入できない社内飲食費の範囲

(1) 論点の所在

接待飲食費に算入できない社内飲食費とは、「専ら当該法人の役員、従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費」とされていますが、グループ会社の役員に対する接待等の飲食費など、社内飲食費に該当するかどうか判断が難しい場合があります。

(2) 当該法人の役員、従業員又はこれらの親族の接待に限定

社内飲食費の支出の対象について法令では、「専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する」接待等の飲食費とされていますので、自社の役員、従業員(これらの親族を含みます)に該当しない者に対する接待等の飲食費であれば、社内飲食費には該当しないことになります。従って、以下の飲食費については、社内飲食費には該当しないこととなります。

- ① 親会社の役員等やグループ内の他社の役員等に対する接待等のための飲食費
- ② 同業者同士の懇親会に出席した場合や得意先等と共同で開催する懇親会に出席した場合に支出する自己負担分の飲食費相当額

ネクストウィル・タックスレビュー Vol.46

発行日:平成 26 年 8 月 10 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号 赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 国税庁ホームページ「接待飲食費に関する FAQ」
- 税務通信 3322 号

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニアコンサルタント 清水 一宏

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務